

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 福島県人事委員会
  - 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
  - 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
  - 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則

### 福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二十七日

福島県人事委員会  
委員長 今野 順夫

#### 福島県人事委員会規則第十三号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

平成二十八年福島県人事委員会規則第二十八号の一部を次のように改正する。

別表中「田村市」を「田村市 南相馬市」に、「本宮市」を「本宮市 川俣町」に、「会津美里町」を「会津美里町 西郷村」に、「石川地方生活環境施設組合」を「石川地方生活環境施設組合 東白衛生組合」に、「田村広域行政組合」を「田村広域行政組合 白河地方広域市町村圏整備組合」に改める。  
別記様式中「平・平」を「平」に改める。

#### 附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(総務審査課)

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二十七日

#### 福島県人事委員会規則第十四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

- 第十三条第一項中「教諭」を「主幹教諭、教諭」に改める。
- 第十八条第二項中「地域部」の下に「地域企画課及び」を加える。
- 第二十八条第一項中「教諭」を「主幹教諭、教諭」に改める。

#### 附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(採用給与課)

#### 福島県人事委員会告示第二号

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

福島県人事委員会  
委員長 今野 順夫

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則

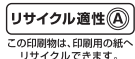
職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十三年福島県人事委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第三十条」を「第二十九条」に改める。
- 様式第五号（その一）備考4中「第9条第1項ただし書若しくは第2項」を「第9条ただし書」に、「から第16条まで」を「第15条」に改め、同様式（その二）備考3中「第18条ただし書」を「第18条第3項」に改め、「第20条」及び「第26条第2項」を削る。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福島県 株式会社 第一印刷